

令和 3 年 3 月 8 日

国土交通省関東地方整備局

関東地方整備局長 土井 弘次 様

さいたま市長 清水 勇人



## 意 見 書

さいたま市環境影響評価条例第 19 条第 1 項の規定により、荒川第二・三調節池事業環境影響評価準備書について、下記のとおり意見を述べます。

### 記

荒川第二・三調節池事業に関する環境影響評価書（以下「評価書」という。）については、次の事項を勘案して作成すること。

#### 1 全体事項

本事業は、事業期間が長期間に及ぶため、事業の実施によらない周辺環境の変化が想定される。事業の実施にあたっては、本意見に十分に留意し、今後可能な限り最善の環境保全措置を講ずるよう検討を行うこと。また、事後調査については、周辺環境の変化に応じて、柔軟に対応し予測評価と乖離が見られた場合は基準や目標との整合が図られるよう努めること。

#### 2 水象

定量的な基準がない項目について、どのような影響をどのようなねらいの下で回避・低減していくのか、よりわかりやすく記載すること。

### 3 動物

事業の実施にあたって今後得られたデータも活用し、状況に応じた保全措置を検討すること。

### 4 植物

- (1) 表 3.2-48 にある重要な植物について、工事区域内に確認されその影響が懸念される場合は、他の保存すべき種と同様に状況に応じた保全措置を検討すること。
- (2) 工事による影響を検証するため、新設される堤防等の区域をクローズアップした植生図を示すこと。

### 5 生態系

- (1) 地下水位の低下がある場合、多くの植物群落に影響し、冠水頻度の低下も相乗し乾燥化が懸念される。状況に応じた保全措置を検討すること。
- (2) 直接改変による各種生物の影響について、土地の類型区分ごとの直接改変面積の割合など客観的なデータを記載すること。
- (3) 冠水による攪乱頻度の変化が及ぼす生息環境への影響を考慮すること。

### 6 温室効果ガス

温室効果ガスの排出量について、建設機械の稼働と資材運搬の走行など情報整理の仕方を統一し、わかりやすく記載すること。

### 7 地域交通

羽根倉橋東交差点については、歩行者や自転車交通状況も踏まえた安全対策を検討すること。

### 8 その他

- (1) 事業実施区域は市内でも自然豊かな地域であることから、流域の自然環境及び生活環境との調和を図るとともに、歴史的背景等を踏まえた必要な保全措置を講じ、それらを維持していくための

積極的な環境配慮に取り組むこと。

- (2) 準備書に対する意見を有するものからの意見、事業者説明会でいただいた意見を真摯に受け止め、十分に検討したうえで、可能な限り評価書へ反映させること。

以上